

デジタルを活用した「闇バイト」加担防止対策事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨

「闇バイト」の勧誘に利用されているSNSを活用した広報啓発を行うとともに、「闇バイト」に関心を持った者への水際対策として、注意喚起や相談窓口の案内を行うことで「闇バイト」への加担を防止すること。

2 業務概要

- (1) 業務名 デジタルを活用した「闇バイト」加担防止対策事業
- (2) 業務内容 別紙「デジタルを活用した「闇バイト」加担防止対策事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 令和8(2026)年11月2日(月)から令和9(2027)年3月17日(水)まで
- (4) 委託料上限額 8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担当所属及び
問い合わせ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課（担当：植嶋）
電話：028-621-0110（内線3041）
電子メール：keisatu-sea@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格等

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「〇企画、広告、イベント」の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書等の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 企画提案選定委員会開催日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (7) 類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。
- (8) 参加希望者に対する参加資格の審査結果通知については、参加資格を有するとは認められない場合を除き省略とする。

4 プロポーザル実施の手続

- (1) 実施スケジュール
 - ア 実施要領等の公表 令和8(2026)年9月1日(火)
 - イ 実施内容等に関する質問受付期限 令和8(2026)年9月7日(月)12時必着
 - ウ 質問に対する回答 令和8(2026)年9月14日(月)
 - エ 参加表明書の提出期限 令和8(2026)年9月15日(火)17時必着
 - オ 企画提案書の提出期限 令和8(2026)年9月25日(金)17時必着
 - カ 企画提案選定委員会（書面）開催 令和8(2026)年10月5日(月)予定
 - キ 審査結果の通知・公表 令和8(2026)年10月中旬
- (2) 実施要領等の配布
 - ア 配布期間：令和8(2026)年9月1日(火)から令和8(2026)年9月15日(火)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所：栃木県警察ホームページ（入札情報－業務委託入札公告）からダウンロードできる。
URL (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/nyusatsu/gyoku/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式 1）により電子メールにより提出すること。

ア 受付期間：令和 8（2026）年 9 月 1 日（火）～令和 8（2026）年 9 月 7 日（月）12 時必着

イ 質疑方法：電子メールにより 2（5）に提出すること。

ウ 回答期日：令和 8（2026）年 9 月 14 日（月）

エ 回答方法：回答は栃木県警察本部ホームページ（4（2）イの URL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式 2-1）、参加資格確認書（様式 2-2）、会社概要（様式 2-3）を作成し、提出すること。

ア 提出期限：令和 8（2026）年 9 月 15 日（火）17 時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）に提出すること。

ウ 提出方法：電子メールにより提出すること。

※到着確認のため電話連絡を行うこと。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 8（2026）年 9 月 25 日（月）17 時まで
に辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則として A 4 版用紙を使用することとし、A 3 版用紙を使用する場合には、A 4 版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

(ア) 配信媒体については、Google 及び X を中心としたデジタル広告の配信を提案

(イ) 広告効果が最適化されるよう、ランディングページを提案

(ウ) 広告の想定配信回数

(エ) 実施計画及び全体のスケジュール

(オ) 業務遂行人員体制

(カ) 独自の提案事項（付帯提案）

本業務の効果を向上させる独自の企画を提案すること。独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含めることとする。

ウ 企画提案書は 1 者 1 提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、正本と副本を各 1 部及び電子データとする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本 1 部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区分する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあ

る。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「デジタルを活用した「闇バイト」加担防止対策事業業務委託公募型プロポーザル評価基準」のとおり

(2) 審査方法

提出された企画提案書等の内容を、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員が採点・評価を行う。各審査項目の評価点数の総和をもって、企画提案者ごとに各選定委員の評価点数を決定する。

(3) 契約候補者の選定方法

ア (2)による各選定委員の評価点数において、全企画提案者ごとに、全選考委員がつけた評価点の中で最高点及び最低点を除いた残りの者の平均点を算出し、最も高かったものを契約交渉者とする。なお、最も高かったものが複数ある場合は、審査委員会で審議の上、契約交渉者を決定する。

イ アに関わらず、各選定委員による評価の合計の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

ウ 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

エ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 審査結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県警察ホームページ（入札情報・業務委託入札公告）で公表する。

【公表事項】

① 契約候補者の名称、評価の総合点

② ①以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点

※参加者が2者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

6 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させるものとする。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

(4) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

(5) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受託者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、委託者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承認を受けたときは、この限りではない。

(2) 個人情報の保護

(平成 15 年法律第 57 号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)に準じて、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らさないこと。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とする。

8 プロポーザルの変更

令和 8 (2026) 年度栃木県一般会計 9 月補正予算が原案どおり成立しなかった場合には、このプロポーザルの変更等を行うことがある。